

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	割賦販売法施行令
規制の名称	割賦販売法の指定役務等への美容医療の追加
規制の区分	新設、改正(拡充)、緩和)、廃止
担当部署	経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課
評価実施時期	平成29年10月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 美容医療サービスの消費生活相談件数は近年増加傾向にあり、独立行政法人国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下「PIO-NET」という。)に登録されたものだけで、2011年度の1558件に対し、2014年度の2337件と約1.5倍に増加している。平成29年12月から、特定商取引に関する法律の特定継続的役務に美容医療が追加され、誇大広告や不当な勧誘行為が禁止されると共に、役務のクーリング・オフをすることが可能となるため、苦情件数の増加に歯止めがかかると期待される。しかしながら、美容医療サービスの契約にはクレジットによる分割払いが用いられることもあり、割賦販売法において必要な措置がなされない限り、美容医療サービスの契約を解除しても、クレジット契約に基づくクレジット会社への支払を止めることができない、又はクレジット会社との間で適切な解約金等の積算ができない等の事態が生じ、結果として苦情の件数が高止まりする恐れがある。このため、現状の2000件程度を美容医療に関する苦情件数のベースラインとする。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) (課題及びその発生原因) 上記のとおり、美容医療サービスに対する苦情が引き続き増加する場合、今後も同様の消費者被害が生じるおそれがある。これらの苦情の原因は、説明・広告内容と役務内容の不一致、説明が不十分、問題のある勧誘行為、利用金額と請求金額の相違、請求金額の妥当性と多岐に渡るが、クレジット契約の誘因性や複雑性、消費者が役務提供者とクレジット会社との間で別々の契約関係に置かれることが一因となっているケースも考えられる。 (規制以外の政策手段の内容) 非規制による課題解決として、業界団体等において消費者保護に向けたガイドライン作成を作成し、自主的にその遵守を図るという取組も考えられるが、ガイドラインには強制力がなく、また、業界団体に加盟していない者には適用義務も生じないため、苦情の原因となる消費者トラブルの発生を防止することが難しい。 (規制の内容) 上記課題を解決するため、美容医療サービスを割賦販売法の指定役務・指定権利に追加することが考えられる。割賦販売法の適用範囲は、販売業者又は役務提供者が自ら発信を行う自社クレジットについては対象となる商品、権利又は役務について指定制が取られており、他方、信用購入あっせん業者が与信を行う他社クレジットについては、対象となる権利について指定制が取られており、同法の政令別表で指定された商品、権利又は役務のみが適用対象となる。 美容医療サービスに係るクレジット取引に割賦販売法が適用されれば、同法の消費者保護規定として、自社クレジットについては契約前の取引条件の表示、契約時の書面交付、損害賠償等の額の制限等、他社クレジットについては自社クレジットと同種の規定に加え、消費者が分割払いで商品又は権利の購入若しくは役務の提供を受ける際の消費者に対する過剰と信防止のための審査、商品又は権利の購入若しくは役務の提供にかかる契約を解約した際のクレジット契約に対する抗弁権の接続、クレジット契約に基づく損害賠償等の額の制限等といった規制が適用される。これら消費者保護規定が適用されることにより、美容医療サービスの消費者トラブルの減少につながると考えられる。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③遵守費用(金銭価値化(少なくとも定量化は必須))</p> <p>(遵守費用) 自社クレジットの場合、美容医療サービス提供事業者が取引条件の表示および書面交付を行うための費用が発生する。具体的には、取引条件の表示については、例えば店頭にて取引条件を記載した印刷物を掲示するための印刷物の作成費用が発生する。書面交付については、取引ごとに、書面の作成費用が発生する。また、上記義務を遵守するための自社内での従業員教育や社内規程の修正・周知等に要する費用が発生する。 他社クレジットの場合、信用購入あっせん業者が上記と同様の費用が発生することに加え、過剰と信防止のための審査を行うための費用、支払停止の抗弁への対応等に伴う費用、行政への登録に要する費用が発生する。そのほか、ローン提携販売については、支払停止の抗弁への対応に要する費用が発生する。また、上記義務を遵守するための自社内での従業員教育や社内規定の修正・周知等に要する費用が発生する。美容医療サービス提供事業者が発生する費用は、取引条件の表示及び書面交付を行うための費用が発生する。</p> <p>(行政費用) 政令改正に伴う周知(説明会の開催、HPの掲載等)の費用が発生する。また、他社クレジットにおいてはクレジット会社(信用購入あっせん業者)に対して登録制を採用しているため、監督権限(報告徴収、立入検査等)を行使することに伴う費用が発生する。(ただし、割賦販売法における監督業態の一類型が追加されるに過ぎないため、監督にかかる費用の増加は限定的であると考えられる。)</p> <p>④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 (規制対象拡大のため該当せず)</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 現状、約2300件(平成26年度)を超える苦情・相談があるところ、美容医療サービスに係るクレジット取引に対して割賦販売法に定める消費者保護規定が適用されることにより、利用金額と請求金額の相違の解消、請求金額の妥当性の担保、及びクレジット契約の解約・返金が適切に行われ、消費者被害及び苦情の低減が期待される。その結果、より安全・安心な取引環境が整備され、クレジット取引の健全な発展が期待される。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 美容医療に関して、2014年度に寄せられた相談の契約購入金額の合計額は約13億円である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 (規制対象拡大のため該当せず)</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 本規制の導入の結果、美容医療サービス提供事業者及び信用購入あっせん業者の事業運営コストが増加する可能性があるものの、本規制の内容はこれまで同法の指定の対象外であった商品・サービス等のうち、PIO-NET登録件数の多い美容医療サービスに限定するものである。本規制は消費者被害・苦情の低減を達成するために必要最低限度のものであり、事業者への影響も限定的であると考えられる。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 上記のとおり、美容医療サービス提供事業者及び信用購入あっせん業者において一定の遵守費用が発生し、事業運営コストが上昇するものの、その規模は限定的と見込まれる。 一方で、本規制が導入されれば、2000件を超える消費者相談が寄せられている美容医療サービスに係るクレジット取引が適正化し、消費者被害及び苦情が低減することを通じ、クレジット取引の健全な発達、ひいては国民経済の発展に寄与することとなる。 以上から、本規制により得られる便益は本規制の導入に伴う費用を上回っており、本規制の導入は妥当と考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較衡量し、採用案の妥当性を説明 本規制を内容とするガイドラインを策定し、美容医療サービスを行う販売又は役務提供者及び信用購入あっせん業者に対して、クレジット契約条件についての書面交付や、クレジット契約が解約された場合の適切な解約、返金の対応の担保を求めることが考えられる。 この場合、ガイドライン自体が強制力を持たないため、事業者ごとの任意の措置としての対応を求めることとなり、事業者に一律の措置を求めることは困難となる。これにより期待される便益である消費者被害及び苦情の低減は十分とはいえず、妥当とは考えられない。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 消費経済審議会における議論の参考として活用予定。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 改正割賦販売法及び本施行規則の施行後5年(平成35年)を経過した場合において、改正割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 美容医療サービスに関する相談件数の推移を確認する(PIO-NETに登録されたものを想定)。</p>
備考	